

**「規制改革ホットライン」規制改革要望
【2019年度】**

No	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	規制の根拠(可能な範囲で) ①法律・政令が根拠 ②省令が根拠 ③他の制度が根拠 ④不明	具体的な根拠法令等	制度の所管官庁
1	保険会社・保険持株会社の子会社の議決権の取得または保有、所在地変更、名称変更に係る届出の簡素化	保険会社および保険持株会社の既存海外子会社の異動に関する届出のうち、議決権の取得または保有、所在地変更、名称変更については、個別事業毎の届出を行わず、業務報告書および中間業務報告書の提出をもって代替することとしていただきたい。	近年の保険会社の海外進出および日本と海外(特に米国)における保険会社グループの組織形態の違いから、海外における管理対象子会社数が増加しており、当局申請対応に係る負荷が増している。保険会社および保険持株会社の子会社の変更内容を、監督上把握しておく必要性は理解できる一方、必ずしもタイムリーな監督が必要と思われる項目については、金融庁に定期的に提出している業務報告書および中間業務報告書の提出により情報のアップデートが行われることから、これをもって届出を代替することも監督上の必要性を充たすことは可能と考えられるため要望するもの。少なくとも、海外の子会社が所在地変更した場合に提出している「変更地の見取り図」については、監督上把握しておく必要性が低いと思われるため、届出様式からの削除を要望する。	②省令が根拠 ③他の制度が根拠	保険業法施行規則85条1項4の3号、同6号、第210条の14第2項第6号 保険会社向けの総合的な監督指針(様式・参考資料編)別紙様式36	金融庁
2	保険募集に係る説明書面の保険契約者等への電磁的提供方法の多様化	平成26年の保険業法改正により、情報提供義務が新設され、平成28年5月29日より施行されている。法改正に伴い交付が義務付けられる重要事項説明書については、電磁的方法による交付も認められているところ、現行ではその方法は「メール・ダウンロード・CD-ROM」の3つに限定されているため、この電磁的方法の多様化を要望する。	業界として改正法を踏まえた実務を行っているが、足下の情報通信技術の発展状況も踏まえれば、電磁的交付の方法については、多様化を検討することが望ましいものとする。例えば、単純な画像ファイルであるPDF形式での配信(ダウンロード方式)ではなく、HTML文書での閲覧方式を取ること、文中の専門用語について、適宜リンクを設けて別途解説を行うページを用意するなどの創意工夫を行うことが可能となり、顧客により分かりやすく情報提供ができるようになる。本件は昨年度に続き要望するものであるが、スマートフォンの普及など保険契約者を取り巻く情報通信技術は進展しており、昨事務年度の所管省庁回答(*)に沿って速やかに対応が望まれることを希望する。 (*)保険募集時等における情報提供の電磁的方法を多様化することについては、保険契約者等の保護を考慮しつつ、今後パブリックコメント手続きを経たうえで府令改正を行うことを予定しています。	②省令が根拠	保険業法施行規則第227条の2等	金融庁
3	保険グループへのIFRSの任意適用の解禁	「利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～(令和元事務年度のⅡ. 2. (1)⑤(イ)c)」に挙げられている「会計基準の高品質化」のため、IFRS第17号の確定に伴う適用時期に合わせ、保険および保険持株会社に対する各種規制(連結業務報告書・ディスクロージャー資料の作成・提出等)において、IFRS任意適用が可能となるように制度整備を行う。	・保険および保険持株会社に対する各種財務報告については、保険および保険持株会社が日本基準に基づき連結財務諸表を作成することを前提としており、IFRSの任意適用を前提としたものとはなっていない。 ・このため、現状では、金融商品取引法および会社法に基づく連結財務諸表にIFRSを任意適用したとしても、保険業法に基づき作成・提出する連結業務報告書・ディスクロージャー資料等については引き続き日本基準で作成・提出せざるを得ず、多大な作成コストが生じる。 ・連結財務諸表の作成コスト負担が大きくなり、保険および保険持株会社のIFRS任意適用の阻害要因となる。 ・上記の理由から、本件は昨年度に続き要望するもの。 ・なお、本要望はIFRS第17号の確定に伴う適用時期に合わせ、対応を求める。	①法律・政令が根拠	保険業法施行規則第59条、第59条の3、第210条の10、第210条の10の2	金融庁
4	同一人と信規制の対象である「保証」の定義についての緩和要望	同一人と信規制(*)の対象である「当該同一人に対する債務の保証」において、「保険子会社の債務を対象とする保証契約」に係る規制を緩和することを要望する。 (*) 保険会社の資産運用が特定の相手方に集中し、契約者に損害を及ぼすことがないよう、同一人に対する資産運用額は制限されている。保証の場合、貸付金と合算して同一人に対する与信額が総資産および合同勘定の3%を超えてはならないと定められている。	・2011年12月に公表された「保険会社のグループ経営に関する規制の在り方ワーキンググループ」報告書において、「保険子会社に対する与信のうち、まずは事業リスクの側面が強い株式の取得について、大口と信規制の対象から除外することが適当である。さらに、貸付けや債務の保証等のその他の与信については、株式に比べて信用リスクの側面が強いことも踏まえ、今後の運用の実態等も見ながら、問題がないことが確認された場合には、適用除外としていくことが適当と考えられる。」とされたことを受けて、株式については2012年7月に同一人と信規制から除外されたところ。 ・海外の保険子会社は親会社による債務保証(親会社保証)の存在を信用補完として、格付機関より親会社と同水準の格付けの適用を受けており、高格付けは、特に再保険事業の展開において他社対抗上、競争力の源泉となっている。 ・さらに、一般的に、海外の子会社に対する債務保証は、余剰資本の現地への滞留を回避しつつ効率的な運営を実現することにも資する取り組みであり、これは、グローバルなグループ経営に必要な不可欠のもの。 ・近年の海外拠点の事業拡大による保険債務の増額や為替相場の振れ幅の大きさに鑑みると、親会社保証が与信限度額に達する可能性は高まっており、これに規制がかかる事態は、グローバル他社との競争上、日本社の不利を招くおそれがあることから、当該規制を緩和していただきたい。 ・具体的には、前記のワーキンググループ報告書で示された方向性に沿って、これまでの運用の実態や、この間の業界および監督当局のリスク管理高度化に向けた取組み状況にも鑑み、保険子会社への「債務の保証」については、何らかの方法により緩和することを要望するもの。 ・上記の理由から、本件は昨年度に続き要望するもの。	①法律・政令が根拠 ②省令が根拠	保険業法第97条の2第2項、施行規則第48条の3第1項第1号、第2項第1号イ	金融庁
5	広域災害時における損害調査の迅速化 ①タクシーの安定確保 ②ドローンの迅速な使用 ③車両による物資輸送	地震や水害などの広域災害発生後に迅速かつ安定的な損害調査ができるよう、以下の法整備を要望する。 ①立会損害調査に必要なタクシーの安定供給のため、タクシーの一時的な指定営業区域規制の緩和 ②家屋の損害調査に必要なドローンを迅速に使用できる体制確保のため、一時的な飛行申請手続きの省略等 ③被災地での安定的な業務運営に必要な物資輸送ができる体制確保のため、一時的な緊急自動車の特定の省略等	損害保険業のように広域災害直後に大量の人員を被災地に派遣し、早期の被災地復興を支援する事業にとって、保険金支払の迅速性を阻害する観点から以下の点が課題であり、解決手段として災害時の一時的な規制緩和を求めたい。 ①平成28年熊本地震では、被災地で損害調査を行う際のタクシー確保が難しく、指定営業区域外のタクシーを越境利用することで何とか対応したが、非効率な査定を余儀なくされた。また、令和元年山形県沖地震では、山形と新潟の県境周辺での調査が必要だったが、同規制により県を跨ぐ立会調査ができず、非効率な査定を余儀なくされた。指定営業区域規制が緩和されエリア外タクシーの被災地での利用が可能になると、交通手段の安定確保が見込まれる。 ②ドローンを使用する場合、航空法上の許可(国交省)の他、飛行場所の許可(自治体や警察等)が必要となるが、飛行場所の管理者によっては煩雑な手続きが求められる場合があり、迅速な損害調査が困難なケースがある。これらの手続きが緩和されると、災害直後の調査が可能となり、早期に被災者の安心と安全が確保できると考える。 ③損害サービスの安定稼働のため、広域災害直後から大量の人員を被災地に派遣するが、交通インフラが麻痺すると被災地での食糧調達に十分できず、人員派遣が困難になるケースがある。また、被災地での物資不足緩和の観点から、事業者自ら生活必需品を輸送することがあるが、災害直後には、高速度道路の利用制限等の事情により、被災地への物資輸送が困難なケースがある。緊急自動車の定義・届出が緩和されると、被災地への物資輸送を自主的に迅速に行うことができ、早期の被災地復興にも繋がると考える。	①法律・政令が根拠 ②省令が根拠	災害対策基本法 道路運送法第20条 航空法第132条1項 各都道府県・市町村の条例 道路交通法第39条、第77条	内閣府 国土交通省

No	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	規制の根拠(可能な範囲で) ①法律・政令が根拠 ②省令が根拠 ③他の制度が根拠 ④不明	具体的な根拠法令等	制度の 所管官庁
6	軽自動車の検査証の取付の簡素化	集中豪雨等で、自動車が冠水し全損となった場合は、保険金支払とあわせて車両の引き上げ・名義変更の手続きが必要で、車検証(検査証)の取付が必要となるが、軽自動車は普通自動車と比べ閲覧制度の仕組みが厳しく時間と手間を要していることから、車検証の取付けが容易に行えるよう、制度の整備を要望する。	自動車検査登録情報協会の情報提供対象(白ナンバー、緑ナンバーの四輪及び三輪車)の場合は、「登録番号+車台番号の下7桁」が分かれば閲覧制度を利用して車検証の特定および取付が可能である。一方、これに該当しない軽自動車の場合、軽自動車検査協会に照会するにあたっては「登録番号or車台番号の全桁+住所*1+氏名+同意書(署名・捺印のある委任状)*2」が必要となるため、全損車両の支払時の検査証確認の際に大きなロードが生じている状況。軽自動車検査協会の照会制度についても「登録番号+車台番号の下7桁」としていただくことで、被災者へ迅速に保険金をお支払いすることが可能となる。 *1契約情報として車両所有者の住所情報を持っていない。 *2行政書士に取付を依頼する場合でも車両所有者の同意書が必要。	③他の制度が根拠	軽自動車検査協会	国土交通省
7	iDeCoの拠出限度額の統一	○国民年金の被保険者種別等により異なっているiDeCoの拠出限度額を、第2号被保険者は企業年金の加入状況等に関わらず、一律同額としたうえで、第2号被保険者と第3号被保険者についても一律同額とする。また、第2号被保険者が加入手続きの際に提出が義務付けられている「第2号加入者に係る事業主の証明書」を廃止する。	○iDeCoの拠出限度額は現在、勤務先の企業年金加入状況(第2号被保険者)及び被保険者種別により定められている。これにより、第2号被保険者は加入資格及び拠出限度額を証明するために、事業主から証明書を取り付ける必要がある。自助努力により資産形成を行う際に、勤務先の福利厚生制度ではないにも関わらず、勤務先の人事担当部署等から証明書類を取り付けるのは、加入希望者にとって心理的負担が大きく、iDeCoの普及阻害要因となっていると考えらる。企業年金加入状況及び被保険者種別を問わず拠出限度額を統一することで、事業主による証明が不要となり、第2号被保険者における加入の促進に繋がる。	①法律・政令が根拠	確定拠出年金法第20条、第69条 確定拠出年金法施行令第11条、第36条	厚生労働省
8	iDeCoおよび企業型DC加入上限年齢の引き上げ	○iDeCoおよび企業型DCの加入年齢の上限を現在の60歳から70歳まで引き上げる一方で、iDeCoにおける60歳以降の資格喪失は加入者の任意の年齢とする。 ○加入上限年齢を引き上げた場合、企業型DCの加入資格要件から「同一実施事業所の継続雇用者であること」の撤廃する。 ○加入上限年齢を引き上げた場合でも、通算加入者等期間10年もしくは通算加入者等期間と資格喪失後の期間の合計が10年となった日以後、60歳～75歳の任意の時期の受給とする。	○iDeCoおよび企業型DCの加入年齢を70歳まで引き上げることにより、老後の所得確保に関する自助努力を促進する観点に繋がる。 ○企業型DCにおいて、現在の法令においても規約に定めることにより、資格喪失年齢を65歳以下とすることが可能であるが、60歳以上の加入者資格要件として、「60歳に到達した日の前日において雇用されていた実施事業所の厚生年金被保険者であり、企業型DC加入者である場合に、60歳以降も継続して雇用されていること」と定められている。老後の所得を確保する機会を就労期間中に提供する観点から、本要件は廃止することが望ましい。 ○70歳まで加入年齢を引き上げた場合において、受給開始時期も一律70歳以降とすると、利便性が損なわれるおそれがあるため、受給開始時期を以下のようにする。各加入者のライフプランに合わせて、老齢給付金の受取時期を選択できるようになる。 ・60歳時点で通算加入者等期間が10年以上の場合は、60歳以上75歳未満の任意の資格喪失以後75歳までの任意の時点 ・60歳時点で通算加入者等期間が10年未満の場合は、通算加入者等期間が10年に達したときもしくは通算加入者等期間と資格喪失後の期間の合計が10年に達した日以後、任意の資格喪失日から75歳までの任意の時点	①法律・政令が根拠	確定拠出年金法第62条	厚生労働省
9	企業型DCのマッチング拠出における事業主掛金上限の撤廃	○企業型DCにおける「加入者掛金の額は事業主掛金の額を上限」とする現行の規定を撤廃する。	○企業型DCにおいては、規約に定めることにより、加入者が自らも掛金を拠出することができる加入者掛金の制度(マッチング拠出)があるが、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えてはならないと制限が設けられている。公的年金の補完および自助努力による老後の所得確保を促進する観点から、マッチング拠出に関する金額の制限の撤廃を要望する。	①法律・政令が根拠	確定拠出年金法第4条、第19条、第20条、第69条	厚生労働省
10	企業型DC加入者のiDeCo加入制限の廃止	○企業型DC加入者について、企業型DCの規約に記載することなく、第2号被保険者であれば、誰でもiDeCoに加入できるようにする。 ○企業型DCのマッチング拠出を行っている加入者についてiDeCo加入制限を撤廃することが難しい場合は、年金規約単位ではなく加入者単位でiDeCoとマッチング拠出を選択できることとし、かつ、企業型DCのマッチング拠出における事業主掛金上限の撤廃と同時の改定とする。	○企業型DC加入者がiDeCoの加入者となるためには、企業型DCの規約にiDeCoの加入者となることのできる旨を定める規約変更を行わなければならない。iDeCo普及の阻害要因となっていると推察する。企業型DCの規約内容に関わらず、iDeCoの加入を認めることにより、企業型DC加入者にとって分かり易くなり、等しく自助努力の機会を提供することができる。 ○上記の通り「誰でもiDeCoに加入できることが望ましいが、企業型DCのマッチング拠出を行っている加入者についてiDeCo加入制限を撤廃することが公平性の観点から困難な場合は、マッチング拠出を行っている加入者がかえって不利となったり、利便性を損ねることのないよう、年金規約単位ではなく加入者単位でiDeCoとマッチング拠出を選択できることとし、かつ、改定タイミングについては企業型DCのマッチング拠出における事業主掛金上限の撤廃と同時の改定とすることが望ましい。	①法律・政令が根拠	確定拠出年金法第62条 確定拠出年金法施行令第11条	厚生労働省
11	iDeCoにおける掛金払込方法の多様化	○将来のiDeCoの加入申込の電子化を見据え、iDeCoの掛金について、個人払込で認められている掛金払込方法をクレジットカード払い等へ拡大する。	○iDeCoの掛金払込方法は銀行口座振替しか認められておらず、口座登録には紙帳票が必要となる。手続きのペーパーレス化及び更なる普及促進の実現のためには、払込方法の多様化が必要であると考える。	①法律・政令が根拠	確定拠出年金法第70条 確定拠出年金法施行規則第57条	厚生労働省